

## 愛知県企業庁委託業務成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、愛知県企業庁の発注する測量、調査、設計及び工事管理等の委託業務（以下「委託業務」という。）で成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は最終契約金額が1件250万円以上の委託業務とする。(別表1)

### (評定者)

第3条 委託業務成績の評定者は、愛知県企業庁工事検査要領に定める検査員並びに愛知県企業庁工事監督要領に定める専任監督員、主任監督員及び総括監督員とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は契約ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。  
2 評定は、別に定める委託業務成績評定考査基準【企業庁】により行うものとする。  
3 評定の結果は、委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）(様式第1-1)または(様式1-2)に記録するものとする。

### (評定の時期)

第5条 評定者は、委託業務が完了（部分完了を除く。）したとき評定するものとする。

### (評定表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を本庁契約委託業務又は本庁施行委託業務については庁長に、所長委任委託業務については、所長に提出するものとする。

### (評定結果の通知)

第7条 庁長又は所長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を委託業務成績評定結果通知書（様式第2）により通知するものとする。  
2 前項に定める通知は、項目別評定点（様式第2-1）または（様式第2-2）を添付するものとする。  
3 第1項に定める通知は、本庁契約委託業務にあっては、所長へ写しを送付するものとする。

(評定の修正)

第8条 庁長又は所長は、第7条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 庁長又は所長は、前項の修正を行ったときは、委託業務成績評定結果再通知書(様式第3)により遅滞なく、その結果を当該委託業務の受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、修正した評定の効力は、修正結果の通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前項の通知と同時に効力を失うものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を含む。)以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

なお、当該書面は、本庁契約委託業務又は所長委任委託業務にあつては所長に、本庁施行委託業務にあつては庁長に提出させるものとし、本庁契約委託業務にあつては、所長は当該書面を庁長に送付するものとする。

- 2 庁長は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書(様式第4)により回答するものとし、本庁契約委託業務にあつては所長を経由するものとする。
- 3 庁長は、前項の回答をする場合、別に定める企業庁工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 所長委任委託業務において、第1項による説明を求められたときは、前2項を準用するものとする。

(再説明請求等)

第10条 第9条第2項又は第4項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により、回答した者に対して再説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。
- 3 庁長は、第1項による再説明を求められたときは、再説明請求回答書(様式第5)により回答するものとし、本庁契約委託業務にあつては所長を経由し回答するものとする。
- 4 庁長は、前項の回答をする場合、別に定める企業庁工事等成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。
- 5 前項の委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。
- 6 所長委任委託業務において、第1項による再説明を求められたときは、前3項を準用するものとする。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表-1

	分類	細分類(発注事例)	250万円 以上	250万円 未満	備考	
委託業務	設計	調査業務 計画業務 設計業務 建築設計	○	×	業種:建設コンサルタント 建築設計、設備設計	
	測量	測量	○	×	業種:一般測量、航空測量	
	調査	地質・土質調査業務		○	×	業種:地質調査
		補償コンサルタント業務 土地調査 土地評価 物件調査 事業損失		○	×	業種:補償コンサルタント
		防食調査		○	×	業種:建設コンサルタント
		その他調査(診断等)		○	×	業種:建設コンサルタント
	点検	設備点検業務 管路点検業務	×	×		
	管理・清掃	事業地管理業務 環境保全業務 環境整備業務 除草業務 樹木管理業務 維持管理業務 警備 ごみ処理業務 庁舎清掃業務 沈澱池清掃業務	×	×		
	電算	積算システム 財務システム 開発業務、運用保守業務	×	×		
	工事管理	発注者支援業務 工事監督支援 積算資料作成 建築工事監理業務	○	×	業種:建設コンサルタント	
	浄水場等運転管理		×	×		
その他	資材単価調査業務 公共事業労務費調査業務	×	×			
資材製作						

※1 分類は以下による。

工事事務取扱要領運用方針（用語の意義）第2条1「設計。測量等の委託」とは、設計、調査、点検。管理。清掃。電算、工事監理。浄水場等運転管理等の外部委託をいう。

※2 委託業務の業種は入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）の分類